

令和7年度 奈良県子どもを虐待から守る審議会 議事録概要

日 時：令和7年11月12日（水）午後2時～午後4時

場 所：奈良県教育会館 4階大会議室（奈良市登大路町5番地5）

出席者：奈良県子どもを虐待から守る審議会委員（委員14名中11名）

才村会長（特定非営利活動法人児童虐待防止協会理事長、東京通信大学名誉教授）

赤崎委員（奈良県産婦人科医会 会長）

上田委員（元東大阪大学・短期大学幼児研究学科 教授）

岡本委員（奈良市子ども未来部子ども家庭支援課 課長）

河村委員（奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」副代表・事務局長）

米田委員（奈良県保育協議会 副会長）

佐藤委員（公益社団法人母子保健推進会議 会長）

谷口委員（橿原市こども部こども家庭課 課長）

西田委員（奈良弁護士会 弁護士）

松舟委員（奈良県里親会 会長）

水谷委員（奈良県小学校長会 会長）

議 題：（1）令和5年度奈良県における児童虐待の状況について

（2）第5期奈良県児童虐待防止アクションプラン（令和5年度～令和7年度）
の実施状況について及び次期奈良県児童虐待防止アクションプラン（令和
8年度～令和10年度）について

意見及び質疑応答：

（1）令和5年度奈良県における児童虐待の状況について

【河村委員】

この統計についての話ではないのですが、全般的に、虐待の問題が中心課題になってきたのが、今から30年程前だと思います。日本子ども虐待防止学会が、今年で31回目を向かえておりますから。最近のこどもたちをめぐる問題は非常に多様化しております。虐待ばかりを追求して、虐待だけが1つの物差しになっていることは、今非常に大きな弊害をもたらしています。実際に子育てに困っていると悩んでいるとか、問題がある人たちが結構多

いのです。それはどういうことかと言いますと、こどもを産むということとこどもを育てるということは、全く別物なのです。最近の海外の研究によると、母性というのは、女性が最初から持っているものではなくて、こどもを育てる過程で育んでいくものだ。これは、男性がこどもを育てる場合も同じようなことが言えるということで、全ての女性が母性をもって、こどもに対応するというわけではないということが、実証されているわけです。

そういうことから考えると、子育てに困ってしょうがないだとか、実際子育てを十分に適切に行えない人達が非常に増えて多いということは、そういう人たちがSOSをきちっと出して、しんどい時にはお願いしますと気軽に言えるような環境に持っていかないと。今、日本の社会はSOSを出しにくい社会です。それを虐待であるかないかという物差しだけでやっているということ。それからやはり世間体ということもありますから、なかなか表に出しにくいということがある。そういうことに対していかに対応するかというのが、これからの大きな課題だと思います。

そういう子育てへの不安とか悩みとかに対していかに手を差し伸べるか。それは目的が虐待の防止だけでなく、子育ての目的というのは、一人前の社会人を育てるという自立支援ですから、自立支援という目的をもう1回再確認していただかないと、この面を見失ってしまっているのです。

ここに大きな問題がありまして、結局、最近の起こっている問題は、小中高の不登校児が50万人を超えているような状態、特に小学校は増えている。それから自殺者が500人を超えているような状況もありますし、自立していない無職の人が、34歳未満で60万、70万人と言われている。それから引きこもりが、やはり35歳未満でも、大体そのぐらいの数がある。それからアルバイトで生活しているようなフリーターが200万人ぐらいいる。結局、若い人たちが自立していないということが非常に大きな課題としてずっと続いているわけです。

自立支援をするということを目的として、もう少し視点を移して、これは児童相談所もそうなのですが、社会全体の風潮がそういうことにならないと、なかなか行政もそういう形に移行しませんので、できるだけそういう方向に持っていくように、目的を1つ明確に、再確認していただくということが絶対必要だと思います。

今虐待だけの問題だけではなく、本当に、他に色々な問題が発生して、こどもについては本当に大変な問題、公教育が厳しい状況にあるとかということも1つですし、とにかくこどもをめぐる環境というのは非常に厳しいものがありますので、もう少しそういった面での目的を1つ再確認するというに、少し視点を変えていただきたいと思います。

【才村会長】

河村委員の方から、こどもの自立支援、これを真正面から取り組むべきではないかという問題提起をいただきました。今の河村委員のご発言に対して何かご意見等ありますでしょうか。

確かに本当におっしゃる通りで、特に年長児童ですよね。中学生、高校生、在学しているこどももそうだし、高校生の年齢で、特に学校に行っていないこどもも含めて、その年長児の問題というのは、非常に深刻だと思います。実際に、一般に言われている以上に深刻ではないかと。

今おっしゃった不登校の問題とか、ひきこもりとか、フリーターもそうですけれども、また女性だと、やはり妊娠して中絶してというのが、ある高校でもかなり深刻なのですよね。そういう問題が発覚すると、退学になってしまったりというような問題が、実際に言われている以上に深刻化しているということはよく耳にします。

そういう中でやはりそういうこどもたちというのは家庭の中で居場所がないし、学校でも居場所がないし、地域でも居場所がない。だからそういう状況の中で、令和4年の児童福祉法改正で、こどもの居場所づくり拠点事業でしたか、国の施策として法定化されており、本当に期待したいなと思っているのですが、それはこれからの問題で、今おっしゃったようにこの年長児の居場所づくりは本当に重要な課題ではないかと思っています。

【上田委員】

河村委員が虐待とは違った視点でこどもを見ていこうとおっしゃいましたけれど、私もそう思います。虐待とかに関しては、やはり、家庭の中で、親が我が子を育てる時に色々な悩みがあって、その子育ての中で、色々な思いがあるわけですよね。それを支えることが必要です。

例えば、不登校の問題が出てきましたけれど、皆さんから怒られるかもしれませんが、不登校のこどもたちは学校に行けないなら、行けないで仕方ないのです。会長がおっしゃるように、そういうこどもたちが安心して行ける居場所、不登校のこどもたちが集まって遊んだり勉強したりできる居場所をきちっと作って、こどもを支えていく。

虐待に対しても、色々読んでいますと、青年になっても虐待を受けた時のことがトラウマとして残っていて、上手く対人関係を築くことが難しい。そして家庭持ってもやはり上手くやっていけない。そういうものを抱えている。だからやはり虐待に関しても、とにかく親がこどもを守っていけるように、我々が助けていかなければならないし、特に幼稚園ぐらいまでの幼いこどもは命に関わる場合が非常に多いですよね。だったら、やはりそういうこどもたちを、社会的養育の輪の中で社会の責任として、施設等を活用しながらやっていく、そういうことが大事ではないかと思うのです。

非行のこどもたちを捉えてみても、非行というのは虐待、家庭の中での色々な問題があって、統計によりますと、半数以上が幼いときに虐待体験をしているというデータが出ています。やはりそういう虐待とかこどもに対する関わりについて、きちっと親を支援していくことが大事ではないかと思いますね。

それと、不登校のこどもに対してもこどもたちの居場所をきちんと作る。例えばこども食堂もあります。やはりそういうどこか安心できる場所をきちっと作ってあげる、我々社会が

そういう対応していくということが大事ではないかと思えます。

虐待は、我々が子育てを応援する中でも、一番大事な基本であって、その中で色々なことが広がっていくのではないかと思えます。

私も施設で色々仕事をしてきましたが、あの当時、施設というのはかわいそうということが非常に多かったです。だけどそうではなくて、施設でこどもたちを見ていると、安定した環境の中で生活して、安定して勉強して、社会に出て行くということも多く見えました。

なので、本当にこどもの命が危ないとなれば、やはり強制的に親の思いはどうなるのだということよりもこどもの命をいかに救っていくかということが大事で、そして、親の養育力をいかに教育していくのかということが、我々が今やっていることの目的を再確認することになると思えます。

【才村会長】

今まで、虐待防止の観点から家庭支援の重要性が叫ばれ、家庭支援についての施策もかなりのところ、少なくとも制度的には進んでいると思えます。ただやはり家庭支援、そればかりが強調されると、現実には家庭が家庭として機能していない。そういう実態になるわけですから、そういうこどもはやはり家庭に居場所がない、しかも地域にも信頼できる友達がいないとか、学校にも通えないとか、地域のどこにも居場所がない。この部分は本当に、自立支援とおっしゃっていましたが、その自立支援を図るにはこどもの心の居場所というのがどこかで上手いかなければいけないのですよね。自信がなければいけない、自尊感情を持ってなければいけない。それが家庭で持てないのであれば、地域でどういう居場所作りをしていくかを本当に考えていかないといけない。

一番、今の福祉の中でも取り組みが極めて遅れているのではないかと思えます。

【赤崎委員】

虐待防止という観点から、産婦人科の医師として申し上げますと、虐待ですから、こどもということになるわけですが、我々としては、妊娠期から虐待が始まっているという観点から、何とか行政には妊娠期からの虐待防止施策を実施していただきたい。しばらくしてから地方交付税が出まして、それをその事業に使っていただきたいと申し上げたのですが、最初は見向きもされませんでした。生まれていないこどもに何を虐待防止するのだというような感覚でした。

ところが、現状を申し上げますと、ソーシャルハイリスクの妊婦、要は妊娠して生み育てることが、普通だとご家族単体で進むわけですが、それが何らかの特別な支援が必要だということがはっきりとわかるような家庭においては、生まれる前から、医療機関、行政の中でも、特に母子保健であったり、児童福祉であったり、そういう方々と一緒に、生まれる時も生まれた後も支援をしていくということで、まず虐待を防止するということを念頭に置いてやっておりますが、これが非常に難しい。

母子手帳交付をされる時に、全員にリスクアセスメントがなされるのです。家族の構成であつたりとか、社会生活の内容であつたり、様々な要因についてチェックする。奈良県においてはほぼ100%なのですが、その中で要対協がこの方は、特別な支援が必要だという認定をします。それと要支援妊婦、要対協の認定ではございませんけども、何らかのいわゆる支援が必要だという方々です。特定妊婦は奈良県では2%ぐらいは必ずあります。それから要支援妊婦というのは、20%以上あります。ですけれども、その方々全てを支援するというのは、なかなか上手く実施できない。マンパワーもありますし、様々な要因があつて厳しい。次につなげていけないというところがあります。医療機関側も通常のこれまでの診療の内容については、母子の命を念頭に置いて、いわゆる身体的なことに関わる診療がメインでした。

そういうことで、日本は、母子の死亡数というのは世界最高レベルに達しているのですが、虐待等に関わることに限っては、なかなか数字が改善されない状況であるということで、メンタルヘルス、特に心理的なものに要因が起因する虐待に対して、施策を含めて、現場もそれに対して充実を図って、虐待防止に努めようとしている状況です。

【岡本委員】

奈良市のことを少し補足させていただくと、今のご意見をふまえて奈良市でもそういう思いで取り組んでいるということをご共有できたらと思います。

児童相談所の対応件数と市町村の対応件数で、奈良市の数がかなり影響している分析になっているかと思うのですが、当課の方では、児童相談所の機能と、市町村のこども家庭センター、こども家庭支援機能と両方を同じ課でやっていますので、おっしゃっていただいたように虐待だけというよりは、その背景には子育てに悩んでいたりと、本当にこどもの問題が多様化しており、やはり児相というよりは市町村が最初から入っていったほうがいいのではないかという点で、取り組むケースが増えているかなというところですね。トータルで見ますと令和5年の1645件から1587件となり、全体では同じぐらいで推移しています。

市町村なので妊娠期からこどもの自立まで見届けるところができるという基礎自治体の強みでいいますと、妊娠期から悩んでいる方に早く支援が届けられるようにということが虐待予防でも本当に大切なところですし、高年齢児のお子さんの課題も本当にひしひしと感じており、家庭にも居場所がない、学校でも居場所がないという子に対して、地域の資源、地域の力がうまく生かせないかというところで、色々チャレンジしているのですが、それがすごく大事だなという実感が1例1例起こっております。

それは子育て支援事業という行政サービスには全然当てはまらないケースに対しても、例えばこの子はずっとひきこもっているけれどゲームが好きだとか、ギターを弾くのが好きだとか、料理が得意だとか、こどもの強みを発見する。例えばこども食堂で食事をもらうのではなく作る方をやってみたりだとか、ここに行ったらあなたの好きなギターが弾けるかもとかみたいところで、課題を取り除くというよりも、好きなことにフォーカスして一

緒にやらないかみたいところで、社会福祉協議会の方と連携して、そういう形で自立に向けて、若者支援の担当課や若者サポートセンターとも協力して今取り組みが少し始まっているところで、こういったことが広がればいいなと思いましたので発言させていただきました。

(2) 第5期奈良県児童虐待防止アクションプラン（令和5年度～令和7年度）の実施状況について及び次期奈良県児童虐待防止アクションプラン（令和8年度～令和10年度）について

【河村委員】

今、家庭的養育ということが叫ばれています。社会的養護とか、家族再統合とか。非常に問題だと思っているのは、日本には一時保護制度があります。これは少し具合が悪いなと思う家庭においては、しばらく預かって様子を調べて検証してみようというところから出発していることだと思います。

私どもも飛鳥学院という法人で一時保護所を開設しているのですが、とても多いです。この数は、今年の統計はわかりませんが、昨年だと200件ぐらいあるのではないかと思います。そのうち社会的養護として、子どもを保護するのは大体2割から3割ぐらいではないかと思います。ほとんど家族に戻されている。日本の場合、1つの問題点として、子育ては、子どもを産んだ家族が自己責任でやれよというのが、日本の方針なのです。実際そうなっています。結局、社会的支援ではなく、家族の自己責任という考えが、いつまでも続いていくと、先ほどから申し上げているような、その家庭で何か問題が起こった時にそれを拾い上げる体制がほとんどできてこない。本当に悩んだり困ったり問題がある家庭がとても多いです。

私どもは児童家庭支援センターという相談援助の専門家をやっていますが、大体10人程でやっているのですが、これは実は大赤字で国と県にも言っているのですが、非常に頭の痛い話で、毎日電話がかかってくるのです。私どもは学校と繋がっておりまして、校長先生や学校の先生方が何か問題があったら飛鳥へ相談しようということで、電話がかかってくる相談に来るとというのが本当に多いです。

ですから、そういう実情をどう拾い上げていくのかということが、この社会的支援の非常に大きな課題ではないだろうかと考えております。これを無視していると、いつか大きな事件事故に繋がってしまうことがあるわけですから、できるだけ小さいうちに小さい悩みを細かく聞いて、プラスの方向に向かうように力を貸すという援助をしている。はっきり申し上げて、相談援助をきちっとやっている所は日本では1つありません。今、児童相談所も虐待対応で手が回りませんから、そこまでなかなかやっておられないと思います。今、子育てに困っていたり悩んでいたりする人たちが一体どこへ行けばいいのか、非常に大きな日本全国の課題だと思います。どこにもそういったことに対応している所はないです。児童

家庭支援センターは190いくつあります。3人の職員を配置するという制度ですが、3人の人間で相談を受けて援助するのは全くできないです。そういうことをもう1回よく考えていただき、やはり子育てというものを自己責任ではなく社会全体で支援する。本質的なところに立ち返って、そういう点での対応をもう少し考えたいとお願いいたします。

【才村会長】

虐待にまでなってしまうと、基本的には児童相談所ということになってしまうのですが、やはりそこに行くまでの予防的支援というのは、今回の法改正ではこども家庭センターができてますよね。つまり母子保健の機能と児童福祉機能を併せて、できるだけ早期に身近なところで相談に乗るという趣旨で制度ができて、必要に応じて個々の事案についてサポートプランを作ってきちっとフォローしていきましょうという。これもできたばかりでこれからどの程度機能するかは、クエスチョンですが、ただそういった制度の動向はあると思いますかどうか。

【こども家庭課 高垣課長】

令和6年4月から、こども家庭センターの設置が努力義務となり、現在県内で30市町村で設置されています。

河村委員もおっしゃっていましたが、職員が少なくて市町村によっては3人程度しかいないので、対応ができていないということもあるのではないかと思います。また、サポートプランも、実際に支援計画を家庭の方に渡して手交することになっていますが、まだ取り組むことができていない市町村もあります。

機能面の強化と質的な向上の取り組みが更に必要であると思いますので、県としましてもまず市町村こども家庭センターの設置を促進するということと、こども家庭庁による「こども家庭センター設置・機能強化促進事業」を今年度実施しておりますので、そういった取組を通じて展開していければと考えています。

【河村委員】

色々な制度が次から次とできますが、新しいセンターについて、ほとんどの市町村では機能していないと思います。実施する人がいないのです。しかもその職員に良きに計らえでお任せした形でやっただけで、相談を受けて援助するというのはとても難しいことなのです。ただ相談を受けてそれをどこかにつなぐ、あるいは何かの制度に結びつけて援助するという形の行政的な相談は、かなり機能していると思いますが、本当に困って問題がある方に対しては、実際に相談をただ聞いただけではなく援助をするということは、いろいろな手を加えてソーシャルワーカーとしての役割を果たし、社会全体で機能を発揮して援助するという形にもっていかないと、なかなか1人2人では手に負えないということがあります。

そういう点で、実際に制度ができてそれを運用する形ができていないと、やはり人の問

題です。行政の場合、人がどんどん変わりますから、結局専門性が培われるということがないので、その辺をじっくり考えていただきたいと思います。

【才村会長】

仏作って魂入れずではないですが、少なくとも制度上は相談支援等について色々な社会資源が整備されつつあると思います。児童相談所の体制強化やこども家庭センターもそうですし、地域子育て支援拠点事業とか色々な相談機関はあるのですが、おっしゃったようにやはりその制度を担っているのは人材です。ところが役所だとせっかく少し事情がわかっても数年で全然別の部署に人事異動で去ってしまい組織の中で専門性が蓄積されない。だから何だかんだ言っても制度の担い手は人材であって、やはりその人材にもっと力を入れないと、なかなか絵にかいた餅になってしまうというのもおっしゃるとおりだと思います。

それともう 1 つは行政でやらないといけない部分とむしろ民間で支えたほうがいいのではないかという部分がある。例えば、長期的な支援だと公務員の場合、やっとな努力して信頼関係ができ上がったと思えば、すぐに人事異動で去っていくという実態ですから、やはり長期的な支援は民間でやっていく、そういう資源が民間になれば、行政としてそこを育成していくという取り組みも必要なのではと思います。

【赤崎委員】

河村委員がおっしゃった支援について、先ほど申し上げたように出産前からソーシャルハイリスクのある妊婦がおりましたら、生まれてからも介入しているわけですが、産婦人科の医療機関というのは、ある程度で離れていきます。その時に市町村としっかりと連携をしながらの支援というシステムも組めております。ただ時間の経過とともに、家庭で色々な新たなリスクが発生したり、もともとのリスクが深刻化するようなことについては、なかなか医療機関では対応できませんので、そこは行政にしっかりと把握していただくということ。

それとやはりこども家庭センターが非常に重要な役割を占めると思います。センターでは担当の方々が、本当にありとあらゆることに対する具体的な指導等を実施していきながら、その家庭を支えていくこととなります。例えば、携帯の契約仕方等からそういう細かな事までやっておられます。行政が制度を現実化していくには、それぞれの関係する課の努力と連携が必要であると思っております。

【西田委員】

令和 5 年 6 月の死亡事例の検証報告書を活用した取り組みについてアクションプランの評価指標に入れていただきありがとうございます。また県の対応状況ということで、様々な取り組みを行っていただいております。また県の対応状況ということで、様々な取り組みを行っていただいております。また県の対応状況ということで、様々な取り組みを行っていただいております。また県の対応状況ということで、様々な取り組みを行っていただいております。

うのは、良いことではないかと思えます。

一方で、おそらくスーパーバイザーを採用するといった強力な取り組みが出来ているのはまだ一部に留まるのではないかと思えます。特に、組織の脆弱な市町村ほど、こういった取り組みについて遅れていることが懸念されるので、こういった有効な取り組みができたという経験を、各市町村で共有できるような取り組みをしていただければと思います。各市町村の取り組みについて紹介したりと広めていっていただければと思います。

【才村会長】

今の西田委員のご意見について事務局にお伺いしたいのですが、現状の共有の見込みはどうか。

【こども家庭課 高垣課長】

まず中央と高田こども家庭相談センターのそれぞれの管内でネットワーク会議を管内市町村や県警、あるいは児童相談所の職員と年1回開催しております。また、その上部会議にあたる県代表者会議があり、本年度も12月に開催する予定となっておりますので、そこでも情報共有を図ったり、課題等を意見交換しております。

西田委員のご意見をいただいたことを踏まえて、そういった市町村の取り組みを広げるように周知をしていきたいと思えます。

【才村会長】

上の方がたまたま出席しても、どの程度他の市町村や他の職員に共有できるかはなかなか難しいですよ。やはりよっぽど共有したいという何か後押しがないと難しいのではないかと思えますので、そのあたりのPRのきっかけを県の方でお願いしたいと思えます。

【佐藤委員】

私からは、お礼を2つと質問を3つしたいと思えます。まず資料2-7の乳幼児健康診査の受診率について、今まで3~5か月児だけだったのですが、それを1歳6ヶ月と3歳児まで増やしていただいたこと。むしろ幼児期の未受診の方が、どこにも所属していなく大変な事例で死亡したということをよく聞きます。未受診児の現認率は3~5か月児だったら90%台なのですが、3歳児だと88.7%です。これをに入れていただいたお礼と市町村には頑張っていたきたいなということです。

それから、いつも死亡事例の報告書を冊子でいただけるのは奈良県の審議会だけです。冊子としていただけるのは非常にありがたく、国もすごく事例の概要等に力を入れており、重症事例やヒアリング事例の結果がすごく出ているので、こういう事例が自分の所に来たら、どのように支援していくかという点を具体的に考えてみるというのは良いことではないかと思っており、この第21次報告の報告書に対するお礼とお礼です。

後、これからはお願いなのですが、資料2-6で、施策の柱3で、新しく予期せぬ妊娠や若年妊娠に悩む女性の支援の充実と書いてくださっているのですが、私は妊娠SOSの全国ネットワークの代表理事をしており、奈良県はこれまで本当に努力して相談窓口を立ち上げようとしておられるがなかなか立ち上がらないです。ですから、この支援の充実という所について全国的にはかなり数が増えてきていますので、これをどうするのかということをやっていたきたいなと思います。特に妊娠検査薬を取りにも行けない、そういう若年妊娠かなという子には同行して検査薬で検査をして、そこで陽性であれば寄り添い型の支援をしている所もありますので、これをどうするのかということをお聞きしたい。

それから資料2-7のIV 虐待を受けたこどものケアと家庭への支援という所で、里親等委託率が新しく出てきており、これは社会的養育推進計画の中でも前から言われている所ですが、この中でも0歳児の委託率がすごく重要だと思います。ですから、ここに出てきている51%は、どの年齢のこどもの委託率なのかをはっきりしてもらい0歳児に重点を置いた取り組みをしていただきたいというお願いです。

【健康推進課 田中参事】

まず1番目にいただいた予期せぬ妊娠や若年妊娠に悩む女性への支援の充実ということですが、奈良県おきまして今年度から、若年妊娠だけでなく特定妊婦であろうかと思われる方からの相談対応をやっており、もしかしたら妊娠したかもしれないという方について、相談を受けた後に、妊娠判定薬で確認をしたり、必要に応じて、産婦人科の医療機関に同行受診するなどの対応を今年度から始めており、相談体制としては県内に周知させていただき取り組んでいる状況でございます。

【こども家庭課 高垣課長】

里親の委託率に関しまして社会的養育推進計画では、3歳未満の乳幼児が計画の終了年度である令和11年度で75%、3歳～就学前で75%、学童期で50%、全体で58%となっております。記載の指標は、令和10年度末までに全体で51%という目標指標となっております。

【赤崎委員】

佐藤委員の発言に追加となりますが、予期せぬ妊娠や若年妊娠に悩む女性への支援の充実に関して、これは妊娠してからの話ですから、これを予防するということが大事だと思います。よく問題になるのは性教育です。知っていながらその現場に遭遇するのと、知らずにその現場に遭遇するのとではとても違います。知っているとはやはり躊躇する、防御するという感覚も出てくると思うのですが、知らなかったら何もわからないまま進んでしまう。やはり知識的にもともと植え付けられているような状況であれば、その判断が可能かなと思います。文科省の指導要領で内容が決まっており、中学校では妊娠出産を教えるても良いが性行

という言葉を使つてはいけなくなっています。ところがこども家庭庁ができると同時に成育基本法というのが出来まして、これは生まれてから成人になるまで全ての年代において、あらゆる専門的な所が支援していきましようということですが、女性に対して特にプレコンシャスケアという話が出ています。要は、妊娠する前に様々な情報を提供しつつ知っていただきながら、通常の間緯をたどっていくために様々な施策を作つて実施しようということになっておりますので、性教育も含めて考えながら実施していただければ非常にありがたいと思います。

もう1つ資料2-6の施策の柱ⅡとⅢに関わることですが、第6期のアクションプランについて、新たに強化されているという表現がございました。非常にありがたいことなのですが、犯罪被害者支援の会議に出席しておりますと、被害者のご家族、ご遺族から相談窓口がわかりにくいという発言が必ずあります。各関連する機関が全て相談窓口を作っているのですが、どこに相談すれば良いのかがわかりづらい。従つて支援の着手が遅れるということ。そうするとなかなか支援のスタートに繋がっていかないので困っているとおっしゃっておりますが、なかなか解決が難しいです。被害者になられた方が例えば自治体の窓口に行かれても、プライバシーが全てわかってしまうとなるとやはり足が遠のいていきます。それが虐待となると、虐待を受けているこども達は閉鎖的な空間で声も上げられない。虐待を受けているその事実が虐待かどうかはわからない。なので、その虐待の事実を早く認知してあげるとするのが最大のポイントだと思います。

我々医療機関の所には、親が生命維持に関わるようなことが起こつて初めて病院に連れてくるわけですが遅いです。頭から出血している、複数の骨折があるという最悪の事態で初めてこどもを連れて来ますが遅いです。もっと早くその虐待を受けているこどもの事実を覚知すれば、その時点で重症化を防げますが、具体的な方策となると難しいです。

自治体の方で例えば、6歳のこどもがネグレクトで餓死しましたが、健診に来ていなかったのです。それからローラー作戦が全国的に始まったという話で、自治体の方でご尽力いただいておりますが、やはり健診のタイミングは、4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳で、今度5歳でも実施しようという話になっていますが、その間に虐待が発生すればなかなか発見しづらい。何とか虐待を初期に見つけ出そうということが最大のポイントではないかと思ひます。

医療機関としまして、もちろん通常の診察であっても親子で来る場合、こどもの診察であっても母親も見ています。歯科領域では、歯を見ればすぐにわかります。我々は、その患者の化粧、着衣、雰囲気等の全てを見ており、これはおかしいというのはわかります。そういうことから深掘りといいますか、余計なおせっかいだと言われても仕方がないのですが、何かおかしくないかという感覚を持って、本来の診察もしながら、そういう背景も探るということを努力しています。

ですから何とか、行政もそうですが関わる関係者間でそういうことに関して見つけ出そうという点に、何かヒントといいますか道筋があれば非常にありがたいと思ひます。

【才村会長】

重く難しいテーマですが、やはり一番は子ども自身がSOSを出してくれれば良いのですが、現実はなかなか難しいですね。となれば、やはりできるだけ身近な学校の先生や近所の方等の身近におられる方がその兆候をきちんとキャッチして、これは虐待されているのではないかということで、子どもに代わって、児相なり市町村に相談通告してあげるといふことだと思います。

それともう1つは、虐待とはどういうものなのか、どういう悪影響を及ぼすのか、虐待を疑われて関係機関が介入していく等の制度的な仕組みがどうなっているかといったことを、できれば子どもの時から学習していく。そういう教育を受ければ自分も虐待を受けているのではないか、子どもからすると他を知らないですから、どれだけ虐待を受けていてもそれが当たり前になってしまって、自分が被害者であるという意識も持てないですね。そういう意味で小さい時から虐待問題について、きちっとした知識を持つということはすごく大事ではないかと思います。

私が今NPO法人の児童虐待防止協会の理事長をしているのですが、協会の1つの活動の柱として虐待の予防教育を実施しています。小中高の学校から依頼があれば、こちらの方から講師を派遣して授業の時間を借りて話をするという取り組みもやっているところです。そういう事業も活用していただけたらと思います。子ども時代から正確にきちっと認識するというのが一番大事なのかなと思いました。

【米田委員】

子ども時代からというところで、乳幼児の子どもたちを預かる施設の代表で来させていただいておりますが、今まさしく園の中で、保護者の方から何か受けている子どもたちを発見するために、キャップというものを導入しています。4歳児と5歳児に導入していますが、暴力防止、自尊感情をしっかりと身につけるといふことで、やはりその中で子どもたちは、キャップの方には話をします。守秘義務で内容ははっきりと公にはできないですが、このお子さん、この奥さん心配ですといふのは言っていただけます。そこから心配な家庭はその後、要対協にあがっていく事例もありますので、やはり子どもたちが声を出すというのは大人がしっかりと働きかけてあげるといふのも大事なことです。

私は生駒市ですが、生駒市の場合は各保育園、それから子ども園、幼稚園、小学校、中学校ですが、子どもセンターの方から、3ヶ月に1回巡回していただき3ヶ月間の見直しをします。その見直しの中で、支援を、要支援、それから終結するかということをきめ細かくし、くださっているの、しっかりとさせていただいている市町村ではないかなと感じています。

それと、保育園幼稚園では、地域の子どもたちのために園庭開放というものをやっており、その中で、足を向けていただける方は、そこで悩みの相談をされるのですが、やはり心配なのはそこに足を向けられない方達ですので、その方については、地域の民生委員さん児童委員さんも足を運んでこられますのでね、心配でしたら声をかけてあげてくださいといふの

と、回覧版にいつでもいらしてくださいというような内容を書かせていただいていると、来られる方もいらっしゃるので、小さな子どもたちは声を上げることはできないですし、子ども食堂にも行くこともできませんが、そういう社会支援の中で何とか繋げていくということはあるのかなと。

大人の考え方 1 つで変わっていくのだろうなということで、虐待月間であれば、保護者にメールで、今月はこういう月間ですということが提示されると、大事なことやとも思われるし、お父さん方が、大きな声で子どもを迎えてきた時に、ひょっとしたら近所から通報されるような案件ですよとか言われたら、気をつけなければともなるので、何かわかっている人たちがしっかり声をかけていくことが啓発になるのかなと思いました。

【水谷委員】

子どもたちを取り巻く環境が本当に複雑化・多様化している中、学校としても居場所づくりが一番大切だと考えています。学校で出来ることとして、本当に安心して過ごせる場を作るということについてはどこの学校も今、力を入れているところです。とりわけ不登校に関して自教室には入れない場合に、学校の中に校内サポートルームを作っているところも増えてきています。また学校の中にはなくても市町村の方の教育相談や、校外サポートルームで、カウンセラーさんとか、教育相談担当の方と話を進めているところかと思っています。

県の教育委員会の方からスクールカウンセラーを今年度小学校全校に配置いただきます。もともと中高には入っており小学校は一部だったのですが、今年度に全校配置となっております。子どもだけではなく保護者の方も相談できますので、更に日数とかが増えていくといいのかなと思っていますし、福祉の面でもスクールソーシャルワーカーとどう繋がるといいのかということについても、行政の方と相談をさせてもらったりしています。

それから何度も出ているようにやはり信頼できる大人に相談できること、ここが教員が担うべきところだと私たちも思っております。直接教員に話をする子もいれば、心と生活のアンケート、いじめのアンケート、人権のアンケートといったアンケートのアセスメントから見えてくるところから、日頃教員では気づかない部分も補っています。こういったところで大人に相談できるよう、SOSの出し方講座をしているところもあります。

いじめの対策防止については、弁護士の方からの出前講座もありすし、ネットトラブルとも増えているところもありますので、そのリテラシーの情報教育の講座だったり、それから金融関係のリテラシーだったり、そういうのも本当に社会に自立していくために必要な部分なので、プライベートゾーンの話だったりもそうですが、いろいろな角度から子どもだけではなく、大人や保護者の方への出前講座というのも、どんどん進んでいくといいのかと思っています。

最後にこのアクションプランの資料2の施策の柱のところ、子ども家庭相談センター、市町村教育機関、警察、司法との連携強化というところで、シンプルに1つにまとめて全員で子どもをみていくのだというところは整理されていてわかりやすいかなと思いました。

市町村によって体制も違いますし、どこがイニシアチブをとっていくのかというところも状況には違いがあると思うのですが、学校の方も小中高、こども園や幼稚園が全てのところと連携をしながら、早期発見、未然防止というところを大事にしていくということが一番大事なのかなと思っております。

その中で、例えば情報伝達は、資料2-4のところにも書かれているところがありますが、なかなかマンパワーが十分行き届かない部分を、ICTをうまく活用していただきたいです。情報セキュリティの部分については十分配慮しなくてはいけないと思うのですが、口頭での伝達は漏れてしまう部分もあるし、聞き取り方によっては受けとめ方も変わる部分もあるかと思っておりますので、そういった機能面での効率化は、県だけではなく、市町村の部分だったり国の補助だったりといった部分でのお力添えをいただきながら、スムーズにできるだけスピーディーに共有していくことについて、力を入れていただきたいと思っております。

【才村会長】

今お聞きしていたら本当にいろいろな地域や機関で、それぞれユニークな取り組みをさせていただいていますね。先ほど市町村間で情報の共有という話がありましたが、やはりいろいろな取り組みをされていると思うので、例えば虐待のこども自身が、通告、相談しやすい地域づくりとか、またその親御さんが相談しやすいような地域づくりとか。それぞれに沿ったいろいろな取り組みを、県の方で把握していただいて、事例集みたいな形で普及していただけると非常にありがたいなと思います。お聞きして本当にいろいろな取り組みさせていただきますので、せっかくの取り組みですから、できるだけ多くのところで実践していただきたいし、その地域の実情に応じた形で実践していただきたいなど。ぜひお願いできればということで要望しておきたいと思っております。